

旅館業法施行令改正と地方自治体の公共空間政策

2016年4月から旅館業法施行令の改正が行われ、民泊に関連する規制が緩和された。従来の旅館業法施行令では、簡易宿所の客室の延床面積について「33㎡以上」としていた。これを、収容定員が10人未満の場合は、3.3㎡に収容定員を乗じて得た数値以上の広さであることを求める規定に改正している。加えて、旅館業法施行規則を改正する省令では、農林漁業者による農林漁業体験民宿（農家民宿）の規制を緩和している。従来は農林漁業者が農家民宿をおこなう場合に限り、簡易宿所の客室延床面積基準の適用除外としてきたが、今回の改正により、農林漁業者以外が自宅の一部を活用して農家民宿をおこなう場合も基準の適用除外とした。民泊の合法化を図り、その拡大を睨んだ政策である。こうした規制緩和を受けて、地方自治体がコミュニティのあり方も含めて如何なる政策を選択して行くかが大きなポイントとなる。

宿泊施設に対する政策の経緯について簡単に整理する。民泊と類似した言葉で「民宿」があり、民宿については従来の旅館業法では明確な定義づけはされてこなかったものの、「簡易宿所営業」に該当し、ホテル・旅館・下宿以外で宿泊料をとって人を宿泊させる営業形態として位置づけられてきた。民宿の営業形態は小規模な家族経営型が多いものの、普通の民家ではなく宿泊設備を整えた宿泊機能の提供であり、宿泊料をとる営利目的の民宿は、従来も旅館業法の適用を受けてきた。一方で、民泊は宿泊料を受取る営業が常態化しておらず、たまたま希望者に宿泊を認め謝礼を受けた場合は旅館業法の対象としない扱いであった。逆に、民宿とは理解されていなくとも、宿泊料を得る目的での営業行為が常態化していた場合は旅館業法の対象とされてきた。民宿か民泊かの境界線は、営業行為か否かに従来は求められてきたのである。

こうした取り扱いに対して、一石を投じたのが農林漁業者による農林漁業体験民宿業、いわゆるグリーンツーリズムなどの体験型民泊であり、移住者受け入れや都市地域との対流構造の構築、さらには教育機能としても重要な位置づけとなった。しかし、体験型民泊が宿泊料を受取る前提で展開されれば、営業行為として民宿となり旅館業法の適用範囲となる。こうした壁を克服するため、農林漁業分野では規制緩和がすでに行われており、農山漁村で体験型の宿所を提供する場合、農山漁村余暇法によって、農林漁家体験民宿の営業が認められ、その後の旅館業法等の改正で農林漁業者が農林漁家体験民宿を営む場合（いわゆる農家民宿）は、客室の広さの要件も緩和されている。今回の改正では、農林漁業者以外が自宅の一部を活用して農家民宿をおこなう場合も基準の適用除外としている。地方自治体では、従来から実質的に営業活動と見られる民泊に対して簡易宿所の許可を取る指導を行う流れが主流となっていた。簡易宿所とは、旅館業法の営業形態のひとつであり、カプセルホテル・ユースホステル等が代表格で「宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」である。簡易宿所許可基準は、①面積要件：33㎡以上、②フロント設置要件：厚生労働省から地方自治体への指導によるフロントの設置（条例措置）、③消防法令適合要件：自動火災報知設備の設置、④設備要件：トイレや洗面所の個数、人数当たりの設備の個数、⑤建物の場所要件：宿泊施設用途に使用できる地域であることであり、今回の改正で①面積要件が緩和となった。②フロント設置要件に加え、指導等でトイレを従業員用と宿泊客で分ける指導をしている例もあり、規制見直しに向けて地方自治体としてどのような対応になるかが注目されている。なぜならば、今回の改正が国の意図した効果を生むかは、面積以外の要件緩和の実質的進捗にかかっているためである。

反面、地方自治体が要件を検討する場合、地域によって異なる環境にある既存旅行宿泊業界との競合関係だけでなく、地域の公共空間、そして既存のコミュニティとの関係に留意する必要がある。地域活性化に向けた観光政策の重要性は大きい。同時に、基礎自治体として住民生活と密接に関連した公共空間の質の改善・維持に努めることも重要となる。地域経済活性化支援機構が2016年度から観光分野への投資を加速させる。こうしたファンド経由での地域への投資拡大と共に、地方自治体の地域経営の質が今まで以上に問われる。